

国際交通セキュリティ大臣会合
2006年1月12日、13日 東京

国際海上交通分野のセキュリティに関する大臣声明(仮訳)

1. 我々は、2006年1月、国際交通セキュリティ大臣会合に参加するために東京に集い、国際海上交通分野のセキュリティを一層強化する方向性について検討した。
2. 我々は、テロ行為が国際海上交通に対して深刻な脅威を与え、船舶に対する海賊行為及び武装強盗行為が繰り返されて重大な影響を与えていることを認識する。したがって、我々は、かかる不法行為に対する国際海上交通の脆弱性を減少させが必要不可欠であると信じる。
3. この目的のために、我々は、関連する国際機関、特に、国際海事機関(IMO)や世界税関機構(WCO)による精力的な取組みを歓迎し、支持する。
4. 特に、我々は、2002年12月にIMOの下で採択され、2004年7月に発効した1974年の海上人命安全条約(1974年SOLAS条約)第11-2章及び船舶及び港湾施設の保安に関する国際規則(ISPSコード)の規定、並びに、これらに係る監督及び遵守の措置の実施が、国際海事セキュリティの強化に多大な貢献を果たしていることを強く確信し、これらの義務を引き続き遵守することの重要性を強調する。
5. 我々は、また、2005年6月にWCOで採択された「国際貿易の安全確保及び円滑化のための『基準の枠組』」が税関当局及び事業者双方の作業手法及びパートナーシップへの新しいアプローチを表していると信じる。
6. さらに、我々は、2005年10月に、IMOの下で、1988年の海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の2005年の議定書、及び1988年の大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の2005年の議定書が採択されたことを歓迎する。
7. 我々は、戦略的に重要なシッピングレーンの防護に関する取組み、特に、

下記 10. 3)で言及されているジャカルタ声明のフォローアップを継続していくこととするIMOの決定を銘記する。

8. 我々は、各国の努力及びこれらの機関の努力を賞賛する一方で、効率的かつ正当な人流及び物流の確保の重要性を念頭に置きつつ、国際海事セキュリティをより一層強化することを促進することにより国際海上交通における脆弱性の問題に取組むことに対し、引き続き高い優先順位を与えるべきであると信じる。
9. 我々は、国際海上交通におけるセキュリティ対策の有効性が、すべての関係国によりこれらの対策が検討され採択されることにより、高まるることを認識し、国際海上交通セキュリティの強化と共に協力することの決意を再確認する。
10. 我々は、ここに、
 - 1) IMOに対し、WCOとの協力の下、国際サプライチェーンにおけるコンテナの海上輸送のセキュリティ強化のための適切な対策を、効率性及び国際的調和に配慮しつつ、策定し、必要に応じ、採択することを検討することを求める。
 - 2) IMOに対し、SOLAS条約第 11－2 章及びISPSコードが適用されない船舶に関し、テロ行為、海賊及び武装強盗の標的になること及びこれらの行為の手段として利用されることを防ぐため、これらの船舶のセキュリティの強化について、研究し、必要に応じ、勧告することを求める。
 - 3) 2005 年 9 月に「マラッカ・シンガポール海峡の安全、セキュリティ、環境保護の強化に関するジャカルタ声明」(ジャカルタ声明)が採択されたこと、特に、沿岸三ヶ国により、マ・シ海峡の安全航行に利害を有する利用国、海運業界、その他関係者が定期的に会合する仕組みが確立されるべきであるという合意がなされたことを、満足をもって銘記する。
 - 4) 沿岸国の主権を完全に尊重しつつ、必要に応じ、ジャカルタ声明に対応して、必要な行動を探ることを決意するとともに、マレーシアがフォローアップ会合をホストすることを申し出たことを感謝の意をもって銘記

する。

- 5) 全ての 1974 年 SOLAS 条約締約国政府に対して、自国の領域内に存する港湾施設に対する検査又は監査を含む適切な措置により、領域内に存する港湾施設における SOLAS 条約第 11-2 章及び ISPS コードの要件に引き続き適合していくことを強く要請する。
- 6) 港湾施設に関連する SOLAS 条約第 11-2 章及び ISPS コードの効果的な履行を促進するため、これらの履行に関するベスト・プラクティスを、可能な範囲で、共有することを決意する。
- 7) IMO 及び他の適切な機関と協力し、1974 年 SOLAS 条約締約国政府に対し、更なる国際的及び地域的な取組みを通じて港湾施設における適切なセキュリティ対策を実施するための能力を強化するため、必要な援助及び支援を与えることを継続することを決意する。そして、
- 8) SOLAS 条約第 11-2 章及び ISPS コードの効果的な履行を促進するため、PSC のための関連する地域 MOU を通じた PSC 検査官の教育及び訓練に関して、また、監督及び遵守の措置の実施のために特に任命されたその他の執行官の教育及び訓練に関して、国際協力を一層促進する。